



■ A3-1-1. IFRSと日本基準比較表 概要

論点NO	論点	日本基準	IFRS	差異
I. 全般				
1. 収益の定義				
A001	収益の定義	明確な定義はなし 但し、関連するものとして発生主義・実現主義の2つが規定されている。	(IAS18.7) 持分拠出以外による資本の増加をもたらす、経済的便益の総流入	○
2. 収益の総額表示と純額表示				
A003	収益の総額表示と純額表示	包括的に該当する基準なし 但し、個別には下記基準あり ・ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い (通常負担すべき様々なリスクを負担していない場合、総額表示不可)	(IAS18.8) 下記のものには収益の額には含まれず、本人当事者のために回収した債権債務は手数料のみ収益計上 A) 第三者のために回収した金額 B) 代理関係にある場合	○
A006	消費税(付加価値税)の取扱い	(消費税の会計処理に関するPT報告) 原則: 税抜方式 但し、一定の合理性がある場合には、税込方式を採用可	(IAS18.8) 税抜き方式のみ	○
3. 工事契約				
A007	工事契約の定義	(工事契約に関する会計基準 4) 仕事の完成に対して対価が支払われる請負契約のうち、基本的な仕様・作業内容を顧客の指図に基づいて行うもの	(IAS11.3) 以下のものを建設するために特別に取り決められる契約 ・資産の建設(例)建物・道路など ・設計・技術・機能 or 最終的な使用目的が密接に関連・依存している複数の資産の組み合わせ(例)精製所・プラント群など	
A008	工事契約の認識単位	(工事契約に関する会計基準 7) 当事者間で合意された実質的な取引単位 ・通常は、契約書単位 ・契約書の一部のみを認識単位とするケース ・複数の契約書上の取引を結合させるケース	(IAS11.7) 下記のとおり、取引の実質を反映させた単位で識別 ・通常は、個々の工事契約ごとに適用 ・個別に識別可能な構成部分ごとに分解して適用 ・複数の工事契約を単一の工事契約として適用	
A012	工事収益の範囲	(工事契約に関する会計基準 6) 工事契約にて定められた、施工者が受け取る対価の総額	(IAS11.11) ・契約で合意された当初の収益額 ・契約内容の変更・クレーム・報奨金(インセンティブ) (収益となる可能性が高く、信頼性ある測定が可能なもの)	
A016	工事原価の範囲	(工事契約に関する会計基準 6) 工事契約にて定められた、施工者の義務を果たすための支出総額 (原価計算基準に従って適正に算定)	(IAS11.16) ・契約に直接関連する原価 ・契約活動全般に起因する費用で、当該契約に配分可能なもの ・その他、契約により発注者に個別に請求可能な原価	
A017	将来の請負業務に関連して発生した工事契約原価(受注前原価)の取扱い	明文規定なし 実務的には、回収される可能性が高い場合、資産として認識 (失注段階で費用計上)	(IAS11.27) 回収される可能性が高い場合、資産として認識(未成工事支出金)	
II. 取引の識別				
1. 取引の識別に関する原則				
A018	取引の識別に関する原則	包括的な規定はない。 但し、個別には下記の基準がある。 ・ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い 収益の認識時点が異なる複数の取引が1つの契約とされている場合 受注制作のソフトウェア取引を分割して会計処理する場合 ・工事契約に関する会計基準 工事契約に係る収益の認識単位について	(IAS18.13) 下記のとおり、取引の実質を反映させた単位で識別 ・通常は、取引ごとに個々に適用 ・個別に識別可能な構成部分ごとに適用 ・複数の取引を一体として適用	○
2. 具体的事例に関する規定				
A019	カスタマー・ロイヤリティ・プログラム(ポイント制度)を採用している場合	明文規定はない。 実務上は、引渡予想原価相当額を引当計上するケースが多い	(IFRIC13.5) 受領対価の公正価値は、ポイント分とその他の構成要素に配分 (=ポイント分の収益は繰り延べられる)	○
A025	不動産の建設に関する契約の場合	明文規定なし	(IFRIC15.8) 単一の契約の中の構成要素を個別に識別可能な単位に分解し、それぞれの構成要素ごとにIAS.11とIAS.18のいずれに該当するか決定する。	○
III. 収益の測定				
1. 収益の測定に関する原則				
A029	収益の測定に関する原則	該当規定なし	(IAS18.9-10) 受領する対価の公正価値(*)により測定 (値引・割戻の額(販売インセンティブを含む)を考慮後の金額)	○
2. 具体的事例に関する規定				
A030	交換取引から生じる収益の測定	(連続意見書第四注10、第三 四4) A) 棚卸資産の交換 ・収益認識する可能性アリ (棚卸資産の適正時価、相手方の簿価等を基準に評価) B) 固定資産の交換 ・自己所有の固定資産と引換に取得した場合は、収益認識しない ・自己所有の株式・社債等と引換に取得した場合は、収益認識する可能性アリ (当該有価証券の時価or適正な簿価で評価)	交換取引が経済的実質を有しているか否かにより判断 具体的には、下記の3パターンについて規定アリ ・同様の性質・価値をもつ物品・サービスと交換する場合 ・異種の性質・価値をもつ物品・サービスと引き換えに、物品・役務の提供を受ける場合 ・広告サービスに係る交換取引の場合	○